

令和 3 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 8 月 3 日

担当部・課：復興事業部宅地管理課〔内線 5 4 8 2〕

① 件 名
公共事業空き地情報バンクの廃止について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>公共事業空き地情報バンクは、地権者の協力を得て、市街化区域内にある空き地の情報を登録し、防災集団移転事業等の公共事業で利用することにより、市街化区域内にある未利用地の有効利用と中心部への安住化を推進することを目的として開始した。</p> <p>平成 2 4 年度の空き地情報バンク登録後、防災集団移転場所として移転対象者に対し、説明会を行い数件の問い合わせがあったものの、本制度による移転希望者は居なかった。</p> <p>防災集団移転団地の宅地については、平成 2 6 年度から引き渡しを開始し、令和 2 年度をもって、移転対象者に対する供給が完了した。</p> <p>また、国、県、庁内に対し、公共事業活用について照会したものの、利用する事業はなかった。</p> <p>【目的】</p> <p>防災集団移転対象者の再建が完了したこと、また、他公共事業での利活用がないことから、本制度を廃止するもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市公共事業空き地情報バンク設置要綱（平成 2 4 年告示第 1 7 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 4 年 6 月 石巻市公共事業空き地情報バンク設置要綱制定 登録開始（市報、ホームページ、新聞により周知）</p> <p>1 2 月 登録締め切り</p>
⑤主要内容
石巻市公共事業空き地情報バンクを廃止するもの。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>防災集団移転対象者の再建が完了したこと、また、他公共事業の利活用がないことから影響はない。</p>
⑦他の自治体の政策との比較検討
⑧今後の予定及び施行予定年月日
令和 3 年 8 月 石巻市公共事業空き地情報バンク設置要綱の廃止
⑨その他
<p>登録状況</p> <p>令和 3 年 6 月現在 1 7 4 筆 ※ 今後、廃止通知送付予定</p>